

雨水流出抑制施設設置に関する 指導要綱

平成 22 年 4 月

東京都北区

雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北区管内河川の総合的な治水対策の一環として、当該流域に所在する公共施設及び大規模民間施設に雨水流出抑制施設(以下「抑制施設」という。)を設置することを目的とする。

(大規模民間施設)

第2条 大規模民間施設とは、敷地面積が500㎡以上の施設をいう。

(対象)

第3条 抑制施設の設置を要する施設は、国、都、区、市、公社、及び都市再生機構等が所管する施設及び大規模民間施設で次の各号に掲げる施設を対象とする。

- 一 新築又は大規模に改築する施設
- 二 その他治水対策上必要な施設

(内容)

第4条 抑制施設とは次の各号に掲げるものをいう。

- 一 雨水の浸透施設
- 二 雨水の貯留施設
- 三 一、二を組み合わせた施設

(流域対策量)

第5条 各河川流域の流域対策量は公共施設、大規模民間施設とも別表1の流域対策量以上とする。

(抑制施設の設置者)

第6条 抑制施設の設置者とは、施設を所管するもの又は、これに相当するものをいう。

(計画書の提出)

第7条 抑制施設の設置者は、抑制施設設置に当たっては、事前に計画書(様式-1)を提出するものとする。

- 2 前項の計画書を提出するに当たっては、許容排水量の調整のために

必要に応じて次の各号に掲げる者と協議すること。

- 一 下水道管理者
- 二 河川管理者

(報告)

第8条 抑制施設の設置者は、これらの設置が完了した時は、速やかに完了届(様式-2)を提出するものとする。

(維持管理)

第9条 抑制施設の設置者は、抑制施設の効果が保全できるよう適切に維持管理するものとする。

(事務)

第10条 この要綱に関する事務は、土木部担当課において行う。

付則 この要綱は、平成元年6月5日から施行する。

付則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

別表1

流域	敷地面積	流域対策量
新河岸川	1ha以上	950 m ³ /ha ※
	500 m ² 以上 1ha未満	600 m ³ /ha
隅田川 石神井川 神田川	500 m ² 以上	600 m ³ /ha

※必要に応じて東京都と協議すること

※ 敷地面積が500 m²未満の場合

近年都市化が進み、地域に降った雨が一挙に下水道や河川に流れ込み、いわゆる「都市型水害」が発生しています。また、地下水の減少により湧き水が涸れたり、樹木の育成に支障がでるなど自然環境にも影響が出ています。このような「都市型水害」の被害軽減・防止並びに自然環境の復活・保全のため、敷地が500 m²未満の場合でも、浸透施設(浸透トレンチ・浸透ます等)を、敷地面積1,000 m²当たり30 m³の雨水を浸透させることを目途に設置して頂くようご協力をお願いいたします。

(様式 - 1)

令和 年 月 日

雨水流出抑制施設設置計画書

東京都北区長 殿

事業者 所在地
会社名
代表者
連絡担当者
電話

雨水流出抑制施設を下記のとおり設置します。

事業名称				
種類	1. 一般建築 2. 開発行為 3. 都市計画 4. その他			
施行場所	北区 丁目 番号			
敷地面積	m ²	屋根面積	m ²	
必要対策量	m ³	実施対策量	m ³	
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
施設名	形状寸法	数量	単位設計対策量	対策量
添付図書				
1 案内図 2 敷地求積図 3 計算書 4 施設計画図 5 施設構造図				
6 その他 (排水ポンプのカタログ等)				

(様式 - 2)

令和 年 月 日

雨水流出抑制施設設置完了報告書

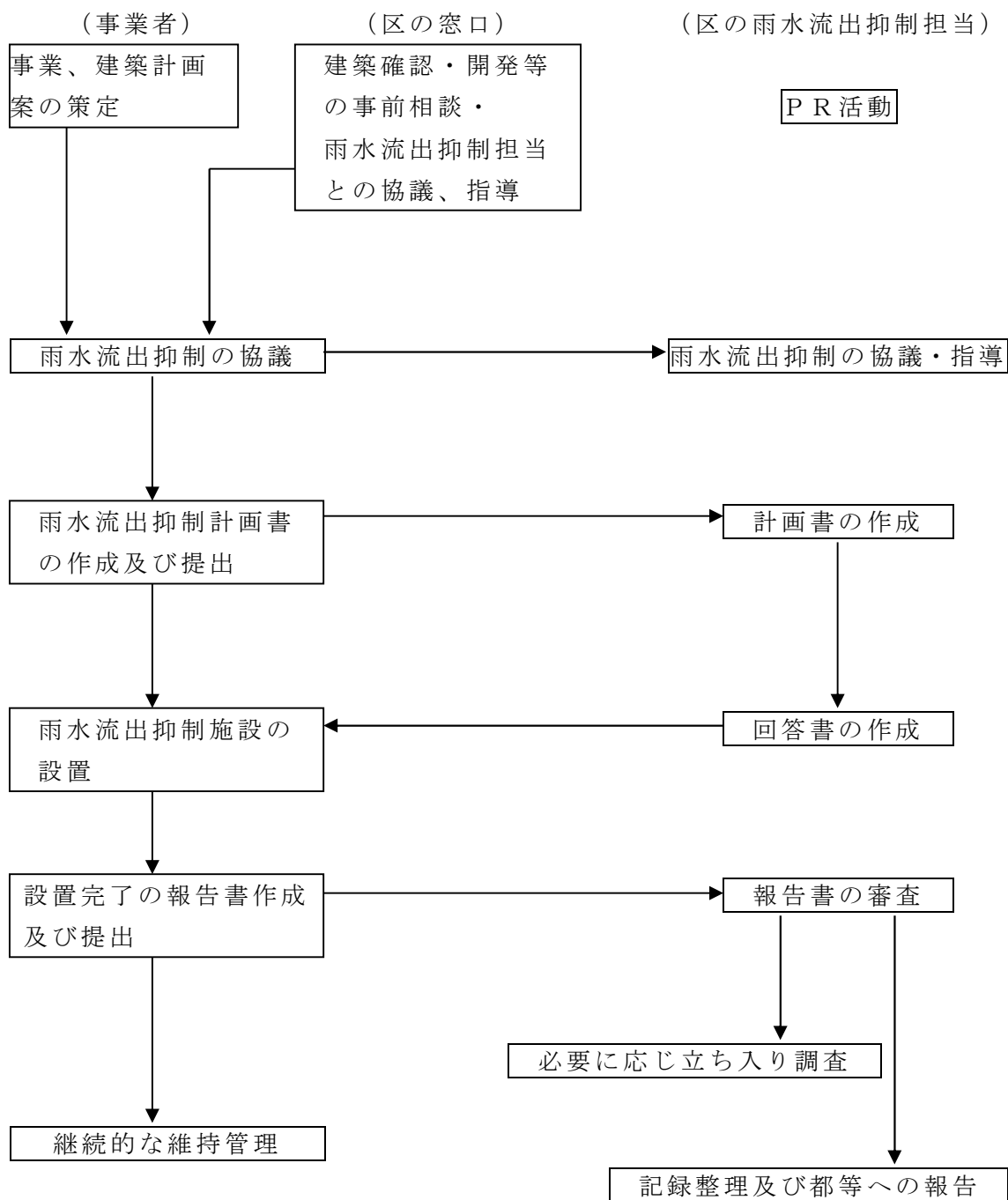
東京都北区長 殿

事業者 所在地
会社名
代表者

雨水流出抑制施設の工事が完了したので、下記のとおり報告します。

事業名称				
種類	1. 一般建築 2. 開発行為 3. 都市計画 4. その他			
施行場所	北区 丁目 番号			
敷地面積	m ²		屋根面積	m ²
必要対策量	m ³		実施対策量	m ³
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
施設名	形状寸法	数量	単位設計対策量	対策量
添付図書				
1 工事竣工図 2 工事記録写真 3 その他				

要綱における事務の流れ



問い合わせ先：東京都北区土木部道路公園課河川係

電話（３９０８）９２１３